

Vol
81
2023

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 生きづらさに寄り添う「地域のチカラ」～第73回“社会を明るくする運動”～
- 東南アジアにおける2国間支援 カンボジア、東ティモール、フィリピン、マレーシア
- 外国人支援コーディネーターについて～外国人支援の専門人材の育成に向けた検討～
- 記者が行く！～「トウキツネ」の広報奮闘記！～



《特集記事》

- 01 生きづらさに寄り添う「地域のチカラ」～第73回“社会を明るくする運動”～
- 05 東南アジアにおける2国間支援 カンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア
- 08 外国人支援コーディネーターについて ～外国人支援の専門人材の育成に向けた検討～

《常設記事》

- 11 お答えします～「第二次再犯防止推進計画」について～
- 13 記者が行く！～「トウキツネ」の広報奮闘記！～

《連載記事》

- 15 法制度整備支援の現場から
- 17 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.17
～大臣官房司法法制部審査監督課～

生きづらさに寄り添う「地域のチカラ」

～第73回“社会を明るくする運動”～

令和5年、“社会を明るくする運動”は73回を迎えます。

第73回“社会を明るくする運動”は、前回に引き続き、“生きづらさを生きていく。”をメインコピーとし、犯罪や非行の背景にある様々な“生きづらさ”に思いを致し、各々の“生きづらさ”に寄り添い、人と人との互いに支え合うコミュニティを築くことで、安全で安心な明るい社会の実現につなげてまいります。

“社会を明るくする運動”(“社明”)は、そんな「犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会」を目指し、発信を展開してまいります。

1 ポスター・リーフレットが表現するもの

一人になるのが嫌だった。
孤立するのが怖かった。
誰かといないと、不安に押しつぶされそうで。

仲間たちに誘われた時、断れなかった。
自分にとっては唯一で、大切なものだったから、
歪な繋がりになりつづいた。

この街に帰ってきて一年。
色んな人に囲まれて、いま、自分は働いている。

元気がないと気づいてくれる食堂のおばちゃん。
失敗を笑い飛ばしてくれる先輩。
仕事の楽しさも厳しさも教えてくれる社長。
自分が罪を犯しても、見捨てなかった幼馴染。

たくさんの顔が思い浮かぶ。
それにすごく、嬉しくなった。

一人でなんでもできるようになることだけが
自立じゃない。
困ったら、誰かを頼ったっていい。
きちんと一人、でも孤独じゃない。

主唱 / 法務省
#生きづらさを生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第73回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・
再犯防止啓発月間です。
社明 シャーメイ

7月1日～7月31日
7月1日～7月31日

第73回“社会を明るくする運動”ポスター

今回のポスター・リーフレットの舞台は、夜の自動販売機です。日の暮れた街頭でも、自動販売機は明るい光をもたらしています。

主人公は、自動販売機の前で缶コーヒーを片手に星空を眺める青年。この青年は、星空に何を見ているのでしょうか。

この青年が星空に見ているのは、元気がないと気付いてくれる食堂のおばちゃんです。失敗を笑い飛ばしてくれる職場の先輩です。仕事の楽しさも厳しさも教えてくれる社長です。また、自分が罪を犯しても、見捨てなかった幼馴染みです。

リーフレットの中扉は、星空を眺め、思いにふける青年をそっと見守る月の視点です。青年が、様々な人に見守られながら立ち直りの道を歩んできたことを表現しています。



第73回“社会を明るくする運動”リーフレット

2 #社明73 キーストーリー

仕事帰り。
日は沈み、夜空に星が瞬いている。
地元に戻り、協力雇用主が営む町工場で働いて一年。
やっと、一人が怖くなくなってきた。

この街で生まれ育った。
両親は仕事で忙しく、家にはいつも一人だった。
一人でいるのは不安だったから、できるだけ長く遊べる友達と一緒にいた。
幼馴染みは、俺の家の状況を知っていて、よく家に入れてくれた。
幼馴染みの家族も、温かく迎え入れてくれていたのをよく覚えている。
でも、だんだんと、自分と同じようなやつらと一緒にいることが増えていった。

いつもつるんでた仲間から紹介された「小遣い稼ぎ」。
最初はまさか、詐欺だなんて思わなかった。
正直怖かったけど、断ったら、もう仲間だと思ってもらえない気がした。

また一人になる、その方が怖かった。

20代前半で、刑務所行き。
正直、ほっとした。

刑務所から出た後、結局地元に戻るしかなかった。
でももう、仲間のもとには戻りたくなかった。
誰も俺のことを知らないところに逃げたくて、紹介された協力雇用主のもので働き始めた。
最初は、周りとうまくやっていける気がしなくて、不安で押しつぶされそうだった。
でも、周りは案外、俺をすんなり受け入れてくれた。

失敗ばかりの俺に、先輩は「最初はそんなもんだ」と笑い飛ばして、根気強く教えてくれた。
行きつけの食堂のおばちゃんは、俺がしょぼくっていると、何も言わずおかずを一品増やしてくれた。
社長は、逃げ癖のある俺にずっと向き合って、色んな話をしてくれた。

一度は疎遠になった幼馴染みも、昔と変わらず接してくれた。

ずっと一人になるのが嫌だった。

でも、誰かと一緒にいても、孤独だった。

仲間はいたけど、歪な繋がりだったんだと、今なら分かる。

あの頃と同じ街で、色んな人に囲まれて、暮らしている。

一人じゃ何もできない俺が、自立、だなんて、永遠に無理だと思っていた。

でも、一人でなんでもできることが自立じゃない。

自分の周りにはいる人たちを頼ったり、助けてもらったりしていいんだ。

支えられている、見守られていることが、とても嬉しい。

そう思ってから、自然と前を向けるようになった。

もう一人は怖くない。

きちんと一人、でも孤独じゃない。

3 多様な発信の展開

第73回の“社明”においては、ポスター・リーフレットのほか、オリジナル動画やラジオ CM 用音声を制作しています。YouTube 法務省チャンネルから御覧ください。



第73回“社会を明るくする運動”ショートアニメ(30秒版)

※YouTube 法務省チャンネルのページに遷移します。

また、第66回“社明”から御協力いただいている吉本興業株式会社とは、引き続き、“社明”や更生保護ボランティアの皆さんを紹介する動画制作の公開も予定しています。

本年の“社明”も、ぜひ御期待いただくとともに、運動への御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

東南アジアにおける2国間支援

カンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア

アジア研は、正式には「国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)」といい、昭和37年に国際連合(国連)と日本政府の協定に基づいて設立された機関です。法務省法務総合研究所が運営しています。主な業務は世界の刑事司法の実務家を対象とした国際研修及びセミナーですが、特定の地域を対象とした地域研修や、特定の国を対象とした2国間支援も実施しています。今回は、令和5年度に日本ASEAN友好協力50周年を迎えることを記念して、東南アジアにおけるアジア研の2国間支援を紹介します。

1 カンボジア社会内処遇制度構築・実施支援

カンボジア政府は、犯罪者に対する非拘禁措置を促進するため、保護観察などの社会内処遇制度の実施体制整備に取り組んでいます。アジア研は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)バンコク事務所の協力の下、カンボジアの内務省及び司法省の職員を対象に、社会内処遇制度実施に向けた研修を行っています。



カンボジア内務省との協議

2 東ティモール刑務所改革支援

アジ研は、UNODCバンコク事務所や法務総合研究所国際協力部(ICD)と連携・協力しながら、東ティモール司法省矯正・社会復帰局職員や刑務所職員等を対象に、矯正施設の機能を強化するための支援を実施しています。これまでに、刑務所で使用されているアセスメント・フォーマットの改良や、改善指導プログラムの導入の支援を行ってきました。



東ティモール刑務所職員等による多摩少年院の見学

3 フィリピン犯罪者処遇に係る技術支援

アジ研は、UNODCバンコク事務所と共催で、フィリピンの施設内及び社会内の犯罪者処遇を担う職員を対象に支援を実施しています。機関同士の連携の強化や理解を深めることを目的としており、再犯防止に効果的なアセスメント、処遇及び早期釈放のあり方等について検討しています。

4 ベトナム法制度整備支援研修及び共同研究

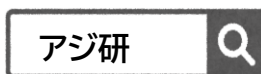
アジ研は、ベトナムに対する法制度整備支援の一環として、検察実務家の能力向上を目的に、研修及び共同研究を行ってきました。日・ベトナムの法務・検察実務家が相互に行き来し、訪問先で幹部や現場の実務家と意見交換をしています。

5 マレーシアの社会内処遇実施支援

マレーシアの矯正局は、刑務所人口を削減するために社会内処遇制度の一層の充実を目指しているところです。アジ研は、UNODCとの共同プロジェクトの一環として、本年6月に社会内処遇制度の充実を目指すフィリピン・マレーシア合同研修を実施予定で、令和4年度にはそのための現地調査を実施しました。

各研修やセミナーの詳しい情報は、アジ研ウェブサイトにも掲載しています。随時新着情報をお届けしていますので、是非御覧ください。

アジ研ウェブサイトはこちら▶



外国人支援コーディネーターについて

～外国人支援の専門人材の育成に向けた検討～

1 外国人支援コーディネーターの検討の背景及び概要

令和2年7月、政府において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を決定し、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討することとされ、出入国在留管理庁において検討が開始されました。

その後、令和4年6月に策定された、中長期的な課題と具体的施策を示すロードマップにおいて、令和8年度までに、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材、すなわちコーディネーターの育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図るとともに、高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得ることとされました。

これに基づき、令和4年度は、「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、有識者とともに、コーディネーターの役割、能力、育成等の在り方について検討を行いました。

【重点事項1】円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組							【法務省】
(3) -ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備							
【重点事項2】外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化							
(3) -イ 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化							
【重点事項3】ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援							
(3) -ウ 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援							
【重点事項4】共生社会の基盤整備に向けた取組							
(3) -エ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化							
外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・活躍等《4》、《30》、《65》、《86》							
5年後の目標	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材を育成し、適切な配置を促進することにより、外国人が速やかに適切な支援を受けられるようにする。						
概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）の育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図る。 高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を出す。 						
ロードマップ	具体的施策	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	KPI指標
	外国人総合支援コーディネーター（仮称）の育成に必要な研修の実施及び認証の制度の在り方	有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について検討、結論	有識者等の意見を踏まえ、コーディネーター研修の内容及び研修修了者の配置促進等について検討	検討結果を踏まえ、必要な研修等を順次実施			<ul style="list-style-type: none"> 研修の実施回数 研修の修了者数 関係機関における研修修了者の就労状況（令和4年度（2022年度）及び5年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討） 認証制度の実施状況

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

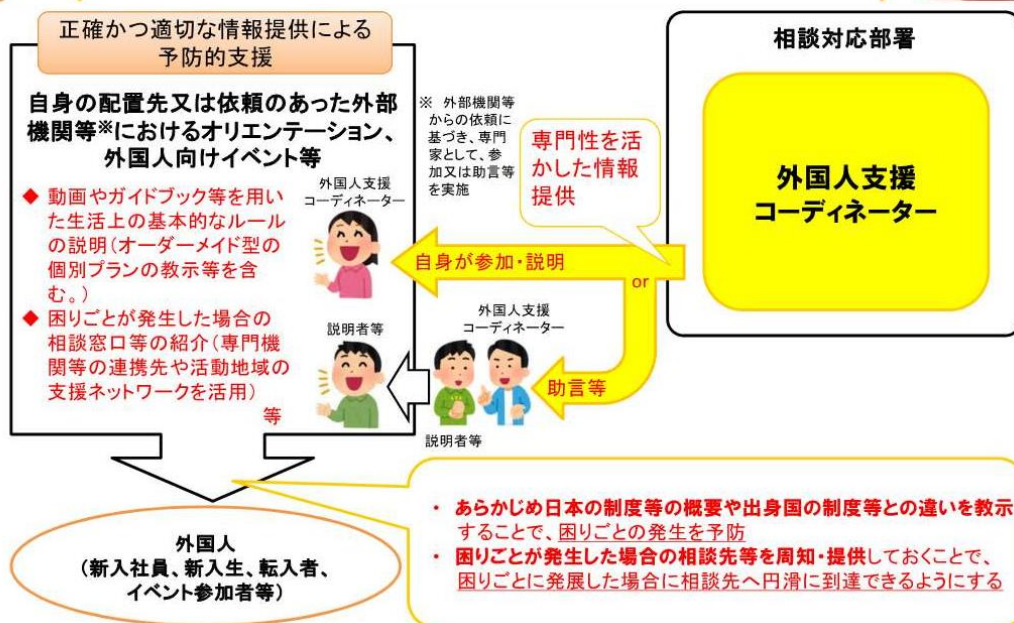
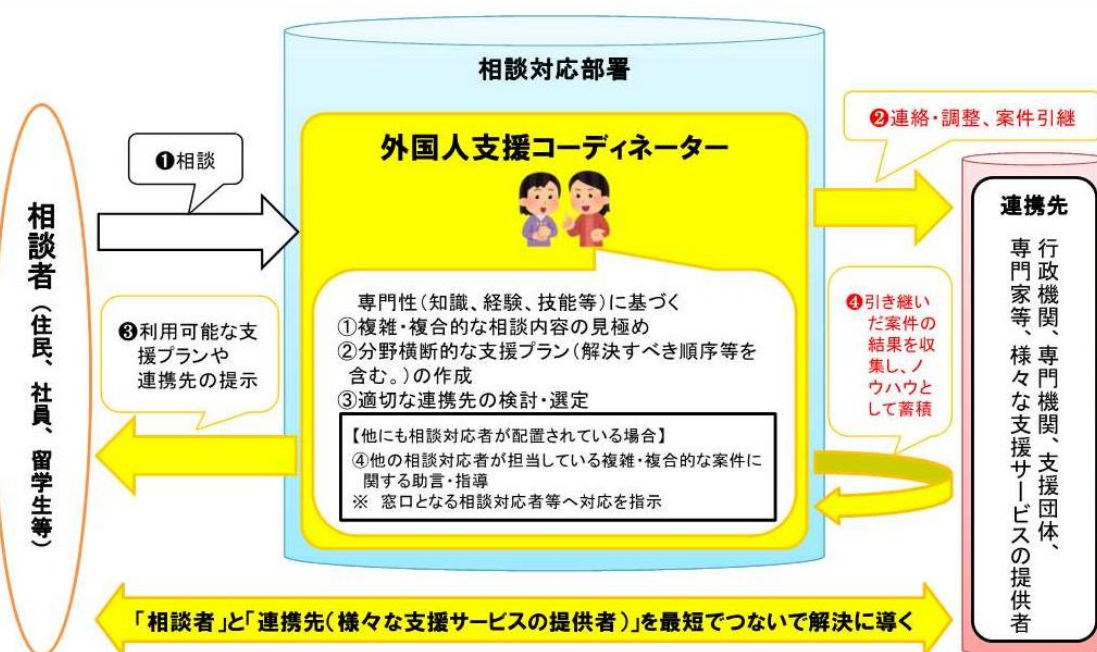
2 これまでの検討状況と今後の取組について

令和4年度に開催した検討会においては、議論の中で、外国人が適切な相談窓口や生活上必要な情報にたどり着くことができないという問題が依然として発生していることや、外国人の相談対応支援の専門性や職種の特徴が社会的に認知・理解されていないことにより、専門性に見合う評価等を受けることができない状況があることが課題として挙げられました。こうした課題を踏まえて、令和5年3月、コーディネーターの役割等や令和5年度以降に取り組むべき事項を示した報告書を取りまとめました。

令和5年度は、ロードマップとこの報告書に基づいて、コーディネーターの育成に必要な研修の内容等について検討を進め、令和6年度からは、研修の実施を開始することを予定しております。

【報告書において「令和5年度以降に取り組むべき事項」として挙げられている事項】

- (1) 養成研修に係るカリキュラムの作成等
- (2) 修了者の情報共有のための支援等
- (3) 本制度を通じた、コーディネーター等の評価・待遇の改善等に向けた検討
- (4) コーディネーターの配置促進策の検討
- (5) 専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等の検討
- (6) 地域における連携先の不足状況を含む個別支援を通じて把握された課題を国や地域へフィードバックして外国人の受入れ環境の改善につなげることができるようにする方策の検討



外国人支援コーディネーターの役割

お答えします

～「第二次再犯防止推進計画」について～

Q1 再犯防止推進計画とは何ですか？

近年、刑法犯により検挙された者の約半数は再犯者という状況が続いており、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止の取組を進めることが重要です。

政府は、再犯防止推進法に基づき、平成 29 年 12 月、今後5年間で政府が取り組む再犯防止施策を盛り込んだ初めての計画である「再犯防止推進計画」を策定しました。そして、令和5年3月、この計画の内容を発展させ、再犯防止施策を更に進めていくため、「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。第二次計画では、「就労・住居の確保」、「地域による包摂の推進」など7つの重点課題について、96 の施策を盛り込んでいます。

Q2 一般の方が再犯防止に協力できることはありますか？

犯罪をした人は、いずれは地域社会に帰ります。こうした人たちが再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として安定した生活を送るためには、本人が立ち直りに向けた努力をすることはもちろん、地域社会で暮らす国民の皆さまの御理解と御協力を得て、官民一体で立ち直りに向けた支援を行っていくことも重要です。

再犯防止の取組については、保護司など様々な民間協力者の方々に御協力いただいておりますが、国民の皆さまにおかれましては、まずは再犯防止の取組を知っていただき、それぞれの立場でできることを一緒に考えていただければ幸いです。



【参考1】民間ボランティア等の活動に興味のある皆様へ(法務省ホームページ)



【参考2】7月は「再犯防止推進月間」です(法務省ホームページ)

第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間: 令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

再犯者率は 48.63%

認知件数は 職後最少を更新
再犯者率は 上昇傾向

- 平成28年12月「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
- 7つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 過期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体が策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移

数値目標: 「2年以内再入率を令和3年(令和2年出所者)までに16%以下にする」

目標達成

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- 就労・住居の確保**
 - 就労の確保
 - 拘禁刑前設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた職務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄附金・型の支援による職場定着支援及び継続後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進**
 - 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入所支援の実施
 - 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- 学校等と連携した修学支援**
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導**
 - 拘禁刑前設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 初年受刑者に対する少年院でのノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性暴力やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- 民間協力者の活動の促進**
 - 持続可能な保護司制度の確立とための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- 地域による包摂の推進**
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- 再犯防止に向けた基盤の整備**
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

①総務省:再犯率及び再入率 ②法務省:再入率 ③法務省:再入率又は刑の執行(予備)の有無の発生数及び割合 ④内閣府:2年以内再入率及び再入率 ⑤国土交通省:再入率 ⑥国土交通省:再入率又は刑の執行(予備)の有無の発生数及び割合 ⑦国土交通省:再入率又は刑の執行(予備)の有無の発生数及び割合 ⑧国土交通省:再入率又は刑の執行(予備)の有無の発生数及び割合

第二次再犯防止推進計画(概要)

記者が行く！ ～「トウキツネ」の広報奮闘記！～

記者

皆さま、こんにちは！

今回は、令和3年に法務省に新しく仲間入りした不動産登記推進イメージキャラクターの「トウキツネ」について、その後の活躍取材してきました。

※トウキツネができた経緯などは、「あかれんが第75号」で紹介しています。

記者

トウキツネさん、お久しぶりです。お元気でしたか。

トウキツネ

お久しぶりだコン。

今日は、これまでのぼくの活躍について取材してくれるということで楽しみにしていました。なんでも聞いてね。

記者

ありがとうございます。

トウキツネさんは、近年大活躍とのことですが、どのような活動をされているのですか。

トウキツネ

昨年度は、相続登記の申請義務化をPRするために、知事や市長にお願いしに行ったり、海外に行ったりもしたんだよ！

TwitterなどのSNSにもたくさん登場したんだ。



(法務省民事局公式 Twitter)
相続登記の義務化
スタートまでのカウントダウン



ドイツ・
ブランデンブルク門にて



『不動産登記推進イ
メージキャラクター
「トウキツネ」』

記 者

ところで、相続登記の申請義務化って、どういう内容なんでしたっけ？

トウキツネ

所有者不明土地等の発生を予防するため、令和3年に不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されることになったよ。

この法律の改正によって、相続によって不動産を取得した方は、その取得を知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請することが法律上の義務になったんだ。正当な理由なく義務を怠ると、過料というペナルティの適用対象にもなってしまうんだよ。

記 者

影響が大きそうですね。

ずっと前に相続した土地や建物も対象になるんですか？

トウキツネ

そのとおりだコン。

この相続登記の義務化は、令和6年4月1日より前に相続した未登記の不動産についても義務化の対象になるよ。

だから、関係する人の多いこの制度を広く知ってもらうため、僕が登場する解説マンガでお知らせしたり、いろいろな広報活動を頑張っているんだ。

これからもぼくの活躍を期待してコン。

相続登記の義務化と相続土地国庫帰属制度 ▼**記 者**

広く国民のみなさまに新制度を知ってもらうことが大切ですね。

トウキツネさん、これからもっと忙しくなりそうです。今後の活躍に期待します！

所有者不明土地問題についてもっと知りたいという方は、ぜひ以下のページも見てみてくださいね。



「相続登記の義務化と相続土地国庫帰属制度」マンガ

▲「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」ページ

法整備支援の現場から

ラオス長期派遣専門家 矢尾板隼

1 成果の引き渡し

日本は、ラオスに対して平成10年から法整備支援を行っていますが、通算25年目を迎える今年(令和5年)、4つ目の JICA プロジェクトである、「法の支配発展促進プロジェクト」が終わりを迎えます(途切れることなく後継プロジェクトが開始する予定です。)

5年にわたる今回のプロジェクトでは、ラオス初となる民法典の施行に加え、630条に及ぶ民法典のすべての条文を解説した「民法典逐条解説書」や、ラオスで初めて刑法の理論を説明した「刑法総論教科書」など多くの成果物が完成しました。いずれの成果物も、ラオスの法律家が、日本の大学教授や長期専門家らと長い時間をかけて議論を重ね、自分達の手で作上げたものです。

ラオスにおいては、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の4機関を対象機関として活動を実施してきましたが、先ほど述べた成果物については、印刷が出来上がった今年の3月下旬頃から、各機関に引き渡してきました。どの機関からも、成果物を高く評価するコメントが寄せられており、今後の法律実務の発展に資するよう、若手法律家の教育などへの活用が期待されています。



最高人民検察院への成果物引渡しの様子(令和5年4月)

2 長期派遣専門家による講義

長期専門家の仕事は、前記のような成果物の完成を支援することにとどまるものではありません。

今回、ラオス国立司法研修所(National Institute of Justice。通称 NIJ)から長期専門家に対し、講義をしてほしいという依頼がありました。NIJ には、裁判官、検察官、弁護士になるための教育を行う、法曹養成のカリキュラムがありますが、依頼を受けて、そこに通う学生に対して、日本の司法制度などについての講義を実施したのです。

NIJ の学生はとても熱心で、私たち長期専門家の話に一心に耳を傾けていましたし、予定されていた時間を超過するほど多くの質問が出されました。

こうした若い熱心な学生が将来ラオスの司法分野を担うことを期待しながら、我々も努力していきます。



ラオス国立司法研修所(NIJ)での講義の様子(令和5年4月)

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.17

～大臣官房司法法制部審査監督課～

係 名:紛争解決業務認証係
所 属:大臣官房司法法制部審査監督課

Q1 紛争解決業務認証係ってどんな仕事？

身の回りで起こる民事上のトラブルを解決する方法として、多くの人は裁判を思い浮かべるかもしれませんが、それ以外にも、「裁判外紛争解決手続(ADR)」があります。

これは、民事上の紛争を、裁判所の訴訟手続によらずに、公正中立な第三者が、当事者双方の言い分をじっくり聴きながら、柔軟に当事者間の話し合い(和解)により解決を行うものです。

このような紛争解決手続は、裁判所が行うほかに、民間事業者が行っているものもあり、当係では、民間事業者の申請に基づいて、その紛争解決の業務が法律に定められた厳格な基準をクリアしているかどうかを審査しています。

Q2 最近のトピックスは？

デジタル技術を活用して裁判外紛争解決手続(ADR)をオンライン上で実施するODRが広がっています。

これにより、紛争解決のための話し合いや打合せがウェブ会議やチャットで実施できるようになり、今までの手続と比べて、対面・移動に伴う心理的な負担が大幅に軽減され、国民の皆さまに使いやすいものとなっています。

Q3 紛争解決業務認証系のやりがいて何？

まだまだ「ADR」や「ODR」の認知度は高いとは言えない状況ですが、トラブル解決のための有効な手続の一つとして、少しずつ国民の皆さまの生活にADR、ODRが浸透して、身近なトラブルが適正に解決されるようになることにやりがいを感じます。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

令和4年度に12月1日を「ADRの日(週間)」として、周知・広報などの取組を開始したことです。

「ADRの日」には、法務省主催で「オンライン・フォーラム」を実施しました。

事前に150名を超える方の参加応募をいただき、ADR、ODRに対する関心の高さを実感することができました。



会議室にて～ADRについて打合せ



ADR広報官としても活躍するハウリス